

## 平成21年度補正予算に向けた河川局関係事業における事業評価について

平成 2 1 年 8 月

国土交通省河川局

### 概 要

平成 2 1 年度補正予算に関しまして、河川局関係事業について、「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、新規事業採択時評価を実施しましたので、その評価結果等についてお知らせします。

#### 新規事業採択時評価（→資料 1）

「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」に基づき、以下のいずれかに該当する事業について新規事業採択時評価を実施。

- ①事業費を新たに予算化しようとする事業
- ②ダム事業の実施計画調査費を新たに予算化しようとする事業

なお、上記の評価に当たっては、費用対効果分析を含む総合的な評価を行い、費用対効果分析については、平成 1 2 年 2 月に策定した「土石流対策事業の費用便益分析マニュアル（案）」等に基づき実施。

#### (問い合わせ先)

河川計画課	平山	企画専門官	03-5253-8111 (内線 35313)
保全課	吉柳	課長補佐	03-5253-8111 (内線 36232)

## 平成 2 1 年度予算に係る新規事業採択時評価について

## 【公共事業関係費】

事業区分		新規事業採択箇所数
砂防事業等	補助事業等	17
合計		17

(注 1) 平成 2 1 年度予算に関して、年度途中において事業費が予算化されたものについて評価を実施。

(注 2) 直轄事業等には、独立行政法人等施行事業を含む。

## 新規事業採択時評価結果一覧

### 【公共事業関係費】

#### 【砂防事業等】 (砂防事業（補助）)

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
梅ヶ瀬川通常砂防事業 千葉県	2.3	2.7	<b>【内訳】</b> 直接的被害軽減便益：2.7億円 <b>【主な根拠】</b> 人家：10戸 公共施設：水道施設1施設、町道250m、林道：1,350m	2.1	1.3	・本地域には、水道施設（約380戸に配水）や町道等の重要公共施設が存在する。 ・本流域は砂岩泥岩の互層の地質であり脆弱で風化が進んでいることや、上流域で新たな崩壊が認められ、土砂流出が著しいため、今後の集中豪雨により土石流が発生する恐れがある。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
上谷川通常砂防事業 島根県	2.0	20	<b>【内訳】</b> 直接的被害軽減便益：20億円 <b>【主な根拠】</b> 人家：43戸 県道：70m	1.8	11.0	・本地域には、県道（緊急輸送道路）等の重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では荒廃が進み溪床に不安定土砂が堆積し、今後の集中豪雨により土石流が発生する恐れがある。 ・平成18年7月豪雨時には流路沿いで床下浸水の被害が発生している。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
船越谷川通常砂防事業 島根県	3.0	30	<b>【内訳】</b> 直接的被害軽減便益：30億円 <b>【主な根拠】</b> 人家：57戸 公共施設：公民館1施設 国道：230m 町道：970m	2.7	11.1	・本地域には、国道（緊急輸送道路）、公民館等の重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では近年の豪雨により各所で山腹崩壊や溪岸侵食が進行しており、溪床に不安定土砂が堆積し、今後の集中豪雨により土石流が発生する恐れがある。 ・平成19年の豪雨時には土砂の流出及び河川護岸の一部倒壊の被害が発生している。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
エウガ西谷通常砂防事業 徳島県	1.2	13	<b>【内訳】</b> 直接的被害軽減便益：13億円 <b>【主な根拠】</b> 人家：8戸 重要公共施設：避難所（保健センター）、郵便局 国道：120m 村道：240m	1.1	11.6	・本地域には、避難所（保健センター）、国道等の重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では荒廃が進み溪床に不安定土砂が堆積し、今後の集中豪雨により土石流が発生する恐れがある。 ・本地域では日頃から防災訓練を実施するなど防災意識が高く、地元要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)

水晶滝川通常砂防事業 香川県	2.0	2.4	【内訳】 直接的被害軽減便益：2.4億円 【主な根拠】 人家：4戸 公共施設： 県道：90m 市道：200m	1.8	1.3	・本地域には、県道及び市道などの重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では荒廃が進み溪床に不安定土砂が堆積し、今後の集中豪雨により土石流が発生する恐れがある。 ・平成16年10月の台風23号では、土石流が発生し、下流の人家に被害が生じている。 ・本地域では防災意識が高く、地元要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を再度の土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
坂の浦川6通常砂防事業 大分県	1.8	6.0	【内訳】 直接的被害軽減便益：6.0億円 【主な根拠】 人家：12戸 市道：150m	1.7	3.5	・本地域には重要公共施設である市道（避難路）が存在する。 ・本流域の上流域では平成18年7月に山腹崩壊が発生し、現在でも溪床に不安定土砂が堆積し、今後の集中豪雨により土石流が発生する恐れがある。 ・本地域では豪雨時には自主避難を行うなど防災意識が高く、整備に対する要望も高い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
陣尾川火山砂防事業 熊本県	1.4	7.0	【内訳】 直接的被害軽減便益：7.0億円 【主な根拠】 人家：17戸 町道：500m	1.3	5.3	・本地域には町道（避難路であり、土砂災害により交通が遮断されると孤立が発生）等の重要公共施設が存在する。 ・本流域の上流域では平成15年7月に山腹崩壊が発生し、現在でも溪床に不安定土砂が堆積し、今後の集中豪雨により土石流が発生する恐れがある。 ・本地域では防災意識が高く、整備に対する地元要望も強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、砂防事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)

【砂防事業等】

(地すべり対策事業(補助))

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			
		便益の内訳及び主な根拠					
五反沢地区地すべり対策事業 秋田県	5.5	7.1	【内訳】 直接的被害軽減便益：7.1億円 【主な根拠】 人家：38戸 公共施設：(児童館)1施設 県道：350m	5.4	1.3	・本地区には、人家38戸の他、児童館1施設、県道350mが存在する。 ・本地区では、平成21年2月16日に地すべりが発生し、1級河川五反沢川が埋塞した。 ・平成21年3月6日に災関事業採択となった。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
東畑地区地すべり対策事業 京都府	1.1	6.0	【内訳】 直接的被害軽減便益：6.0億円 【主な根拠】 人家：10戸 府道：200m	1.0	5.9	・本地区の避難所は地すべり区域外に設けられており、保全対象である府道（緊急輸送路、通学路）を経路としている。 ・集落内に地すべりブロックが点在しており、地すべり活動がさらに活発化した場合、地域住民への直接的被害が甚大である。 ・防災意識、事業要望は非常に高く、町主催の防災パトロールも積極的に実施されている。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)

興隆寺町地区地すべり対策事業 奈良県	1.7	2.8	【内訳】 直接的被害軽減便益：2.8億円 【主な根拠】 人家：13戸 県道：700m 公共施設：公民館1施設	1.7	1.7	・地すべりの兆候（道路の亀裂、擁壁のクラック）等が見られ、また直下に1級河川大和川水系五ヶ谷川もあり対策の実施が急務である。 ・保全対象は13戸、興隆寺町地区公民館、県道福住上三橋線 ・地元住民より斜面の変状が報告されるなど、住民の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
南大王地区地すべり対策事業 高知県	2.0	4.5	【内訳】 直接的被害軽減便益：4.5億円 【主な根拠】 人家：9戸 町道：200m	1.8	2.4	・本地区は、人家が9戸及び一級河川吉野川一支南大王川が存在する。地すべり活動が活発化した場合、南大王川の河道閉塞や天然ダム決壊による下流域への影響は避けられない。 ・当地区は福寿草の里としても知られ、毎年2月中旬以降は県内外より観光客の入り込みが多いことから、町の観光資源ともなっており、地すべり活動が活発化した場合、観光面への影響も計り知れない。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
三社下地区地すべり対策事業 福岡県	1.1	8.0	【内訳】 直接的被害軽減便益：8.0億円 【主な根拠】 人家：63戸 公共施設：（避難所〔公民館〕）1施設 災害時要援護者施設：（保育所）1施設 県道：1,100m 町道：1,050m	1.0	7.8	・本地区には、緊急輸送路に指定されている主要地方道、避難路となる町道、一級水系河川が存在する。 ・平成20年の梅雨期豪雨により地すべり末端斜面が崩壊し人家1戸が被害を受けた。 ・地元の要望が強く、地域における防災意識が高い。 ・避難活動等のための土砂災害に対する取組が実施されている。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
吉野山地区地すべり対策事業 鹿児島県	5.0	16	【内訳】 直接的被害軽減便益：16億円 【主な根拠】 人家：74戸 災害時要援護者施設：（保育所）1施設	4.4	3.6	・本地区には人家74戸、小学校、郵便局や災害時要援護者関連施設である保育所等が存在する。 ・地元からの地すべり対策事業の要望が強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
松尾地区地すべり対策事業 鹿児島県	1.8	6.0	【内訳】 直接的被害軽減便益：6.0億円 【主な根拠】 人家：17戸 国道：1,000m	1.6	3.7	・本地区は地すべりブロック直下に緊急輸送路である国道220号が存在し、地すべりにより通行が寸断された場合は広範囲にわたって多大な影響が及ぶことが予想される。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
小浜地区地すべり対策事業 鹿児島県	6.5	74	【内訳】 直接的被害軽減便益：74億円 【主な根拠】 人家：299戸 災害時要援護者施設：（保育所）1施設 国道：500m 県道：500m	6.2	11.8	・本地区は地すべりブロック直下に緊急輸送路である国道58号が存在し、地すべりにより通行が寸断された場合は広範囲にわたって多大な影響が及ぶことが予想される。 ・本地区には保全家299戸や災害時要援護者関連施設である保育所が存在し、地元からの地すべり対策事業の要望が強い。 ・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、地すべり対策事業を実施する必要がある。	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)

【砂防事業等】

(急傾斜地崩壊対策事業(補助))

事業名 事業主体	総事業費 (億円)	費用便益分析			貨幣換算が困難な効果等による評価	担当課 (担当課長名)	
		貨幣換算した便益:B(億円)		費用:C (億円)			B/C
		便益の内訳及び主な根拠					
片又木地区急傾斜地崩壊対策事業 千葉県	3.0	6.1	【内訳】 直接的被害軽減便益：6.1億円 【主な根拠】 人家：10戸 重要公共施設：(公民館)1施設	2.7	2.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区には、災害時の避難場所となる公民館が存在する。</li> <li>・大規模な災害履歴はないが、梅雨・台風時には小規模な落石や崩土が発生している。</li> <li>・地元住民の防災意識は高く、事業に対する要望が強い。</li> <li>・以上のことから、地域住民の人命等を保護するため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。</li> </ul>	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)
井ノ口町地区急傾斜地崩壊対策事業 熊本県	2.5	4.6	【内訳】 直接的被害軽減便益：4.6億円 【主な根拠】 人家：12戸 市道：400m	2.3	2.0	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本地区には、避難路となる市道が存在する。</li> <li>・平成10年に斜面崩壊が発生しており斜面直下の人家に被害を与える恐れが高い。</li> <li>・次期出水により、がけ崩れが発生する可能性がある。</li> <li>・地元の事業要望も強い。</li> <li>・以上のことから、地域住民の生命と生活を土砂災害から守るため、急傾斜地崩壊対策事業を実施する必要がある。</li> </ul>	本省河川局 砂防部保全課 (課長 南哲行)